



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	明治三五年
Citation	北大百年史, 史料(二), 553-571
Issue Date	1981-07-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/30080
Type	departmental bulletin paper
File Information	siryo2_p553-571.pdf



明治三五年

第一按（現下ノ狀況ヲ基礎トシタル分）

臨時部歳出予算

一 金參拾八万千八百拾參円九拾八錢

明治三十六年度以降四ヶ年度ニ要スル臨時費予算額

内 訳

金拾參万六千五百參拾參円五拾七錢 本科ニ要スル分

金拾八万九千五百貳拾四円五拾錢 予修科、土木工学科、

森林科、及農芸科ノ分

金五万五千七百五拾五円九拾七錢

基本部ノ分

理由書

一 金拾參万六千五百參拾參円五拾七錢 本科ニ要スル分

内 訳

○金六万円 図書機械標本費

現今進工中ノ改築校舎ハ瓦斯其他ノ諸設備ニ於テ旧校舎ニ比シ大ニ改良ヲ加ヘ且ツ実験室ノ増加ヲ来スカ故ニ之ニ応スル新式ノ機械ヲ要スルト同時ニ其数ヲ倍加セサル可ラス殊ニ從來備付ノ諸機械ハ旧式ニ属スルモノ尠ナカラサルノミナラス其設備不完全ナルカ為メ授業上ニ不便ヲ憾スルコト尠ナカラ

サレハ速ニ之ヲ改善スルノ要アルヤ明ナリ

図書ニ就テハ從來經常費不足ノ為メ各学科ニ必要ナル参考書ヲ満足ニ購入スルコト能ハス故ニ学生ノ修養上ニ於テ大ニ遺憾ナキヲ得サレハ之カ補足ヲ計ルハ目下緊急ノ事ニ属ス又標本ニ就テモ亦タ圖書ト等シク從來充分ニ之ヲ購入スルノ途ナク其設備極メテ不完全ナレハ速ニ之カ完備ヲ期スルノ必要アリ

○金五万千參拾參円五拾七錢 新宮及修繕費

内

金六千四百拾五円六拾貳錢 給水設備費

方今改築中ノ校舎設計中ニ給水設備ニ関スル予算ナキモ理化学、農学、畜産学、動植物、養蚕学等ノ各実験室ニハ給水ノ設備極メテ必要ナリ殊ニ北海道ニ於テハ冬期严寒ノ時ニ際シ給水ノ方法宜シキヲ得サレハ実験上不便少ナカラス故ニ各教室改築竣工ヲ俟テ之カ設備ヲ為スハ甚タ必要ナルモノトス金參万六千八百四拾七円七拾五錢 実験農場（第一農場）建

物移築及増築費

改築校舎敷地内ニ現存ノ実験農場家畜房其他各種ノ建物ハ該工事上尠ナカラサル支障ヲ生シ加フルニ改築校舎ニ通スル道路開設ノ為メ該建物ヲ撤回スルノ必要アリ殊ニ該建物ハ方今

大破始ント其使用ニ堪エサルモノ多ク且ツ元來該建物ハ実習
上ニ適用スル設計ニ基キ建設シタルモノニアラスシテ開拓使
時代ニ於テ使用シタル牛馬舎等ニ僅ニ模様換ヲ加ヘ辛フシテ
仮実習場ニ充テ今日マテ使用シ来リタルモ素ヨリ極メテ不完
全ナルハ明ナル事実ナルヲ以テ此際之カ移築改造ヲ要スルモ
ノトス

金五千元 道路及門新設費

改築中ノ校舎敷地ハ元牛馬ノ放牧場ニシテ道路ノ設ケナク該
改築校舎竣工ノ上ハ道路ヲ開通シ通用門ヲ新設スルノ必要ア
ルモノトス

金貳千七百七拾六円拾四銭 博物館及温室修繕費

博物館及植物園温室ハ俱ニ二十有余年前ノ建築ニ係リ現今腐
朽ノ部分甚タ多ク要スルニ今日ニ於テハ姑息ノ修繕ヲ為ス能
ハサルヲ以テ速ニ之カ大修繕ヲ為ス必要アリトス

○金貳万五千五百円 器具設備費

内

金貳万五千五百円 器具設備費

改築校舎中ノ化学教室、図書館、大講堂、寄宿舎、体操場、
及温室ニ要スル器具ノ設備費ナリ

一 金拾八万九千五百貳拾四円五拾銭 予修科、土木工学科、森

内訳

○金参万五千元 図書機械、標本費

現在各科ノ設備ハ甚タ不備ニシテ授業上非常ノ不便ヲ憾スル
所ナリ故ニ本金額ヲ要スル所以ナリトス

○金拾五万四千五百貳拾四円五拾銭 新宮及設備費

内

金六万九千五百九拾円 教室新築費

金壹万七千五百三拾七円五拾銭 同上附属暖房機関一式

金壹万貳百七拾七円 同上器具設備費

予修科、土木工学科、森林科、農芸科ノ各教室ハ元旧校舎ヲ
移築改造シテ供用スル予定ナリシカ元來旧校舎ハ建築以來年
子ヲ経過スル多キカ為メ大ニ腐蝕シ殊ニ専門技術者ノ意見ニ
依レハ致底其要ニ堪ヘサル箇所多シ且ツ該費用ハ新築スルト
敢テ大差ナシ故ニ之レカ改築ヲ必要トシ又之ニ要スル暖房機
関ノ据付及ヒ教室器具設備ヲ要スル所以ナリトス其改築教室
図按ハ別紙第一号ノ如シ

(註二)

但シ図按中純正化学教室化学標本及用意室、理化学実験室
地質学標本室并ニ物理学標本室ハ目下改築中ノ理化学、地
質学教室ニ設計シアルモ該教室ハ農芸化学科新設スルトキ

林科、農芸科ノ分

ハ悉ク之ヲ使用スル計画ナリシ為メ予修科、土木工学科、森林科、農芸科等ニ要スル理化学及地質学ニ要スル教室ハ今回新設セントスル教室ヲ充用セントスルニアリ

金五万四千五百貳拾円 寄宿舎新築費

金貳千六百円 同上器具設備費

目下改築中ノ寄宿舎ハ本科学生ヲ収容スル所ニシテ他ノ各科生徒ヲ容ルベキ寄宿舎ノ設ケナキヲ以テ此ノ新築ヲ要スルモノトス

一 金五万五千七百五拾五円九拾七銭 基本部分

内訳

○金参万五千七百五拾五円九拾七銭 新営費

内

金貳万七千八百八拾円 第二農場移築費

第二農場現在ノ諸建物ハ建築以來幾多ノ歲月ヲ経ルト俱ニ各所ノ破損ハ日ニ月ニ増加シ目下殆ント其使用シ得サルナントセス故ニ早晚一大修繕ヲ施行セサレバ現状ヲ維持スル能ス殊ニ札幌区ノ発達上益々北方ニ延長シ年一年人家稠密トナレリ本農場ハ自然市街地ニ近接シ来リ為メニ衛生上防火上將タ札幌区ノ発達上他ニ移転セサル可ラサル必要ナリトス

金千九百七円 官舎移築費

改築校舎敷地内ニ現在スル三棟ノ官舎ハ新校舎ニ通スル道路線ニ該当スルヲ以テ校舎竣工ト俱ニ之ヲ他ニ移転スル必要アリトス

金千貳百九拾円 農場看守所増築費

所屬第六及第八農場ハ通年土地貸下事務著シク増加シ在来ノ看守所ハ既ニ狹隘ヲ来シ農場事務執行上及小作人監督上支障尠カラス故ニ之カ増築ヲ為シ以テ農場経営上遺憾ナカラシメンコトヲ期スル必要アルモノトス

金貳千六百九拾五円参拾七銭 基本林看守所及生徒宿泊所新

築費

所屬基本林ニ於テ択伐営林事業ヲ開始セルモ該地方ハ未タ全ク人煙皆無ノ未開地ナルヲ以テ森林看守者ノ執務上看守所一棟新築スル必要アルト森林科生徒ヲシテ実地演習ノ為メ出張セシムルモ是等宿泊セシムル家屋ナシ故ニ生徒宿泊所ヲ新築スル必要ナリトス

金貳千六百八拾参円六拾銭 水田用水路開鑿費

第五農場ハ石狩国空知郡栗沢村字ウエンベツ」ニアリ地質地形俱ニ能ク水田ニ適セリ故ニウエンベツ」川ヨリ用水路ヲ開鑿シ水田ヲ得ルニ於テハ現在耕地貸下料ニ比シ一ヶ年約壹千五百円余ノ増收入アリトス之レ當校経営上頗ル必須ノ事業タ

小計	器具設備費
一五、〇〇〇〇〇〇	一〇、五〇〇〇〇〇
七三、〇三三五一〇	二八、五〇〇〇〇〇
二〇、〇〇〇〇〇〇	一五、〇〇〇〇〇〇
二五、五〇〇〇〇〇	一三六、五三五一〇〇

○予修科、土木工学科、森林科、農芸科ニ要スル分

款	項	三十八年度	三十九年度	合	計
圖書機械標本設備費	圖書機械標本設備費	一〇、〇〇〇〇〇〇	一〇、〇〇〇〇〇〇	三五、〇〇〇〇〇〇	三五、〇〇〇〇〇〇
新宮及修繕費	圖書機械標本設備費	一〇、〇〇〇〇〇〇	一〇、〇〇〇〇〇〇	三五、〇〇〇〇〇〇	三五、〇〇〇〇〇〇
教室新宮費	教室新宮費	五七、一二〇〇〇〇	一〇、〇〇〇〇〇〇	一五四、五二四〇〇	一五四、五二四〇〇
寄宿舎新宮費	寄宿舎新宮費	四九、五九〇〇〇〇	〇	六九、五九〇〇〇〇	六九、五九〇〇〇〇
暖房機関一式設備費	暖房機関一式設備費	一七、五三七五〇〇	〇	一七、五三七五〇〇	一七、五三七五〇〇
器具設備費	器具設備費	一〇、二七七〇〇〇	〇	一二、八七七〇〇〇	一二、八七七〇〇〇
小計	器具設備費	八七、四四四〇〇〇	一〇、〇〇〇〇〇〇	一八九、五二四〇〇〇	一八九、五二四〇〇〇

○基本部ニ要スル分

款	項	三十八年度	三十九年度	合	計
新宮及修繕費	第二農場移築費	二、六九五三七〇	一、九一七〇〇〇	三五、七五五九七〇	三五、七五五九七〇
		〇	〇	二七、一八〇〇〇〇	二七、一八〇〇〇〇

別紙二

札幌農学校臨時部歳出予算調書 第二按

札幌農学校第一按 臨時部歳出一覽表

[illegible]

札幌農学校

札幌農学校第一按 臨時部歳出一覽表

新營及修繕費	圖書設備費及器具設備費	種畜購買費	合計	備考
第一按合計 三三八、四三六九八〇	九五、〇〇〇〇〇〇〇〇三八、三七七〇〇〇二〇、〇〇〇〇〇〇三八一、八一三九八〇	〇	六、〇〇〇〇〇〇〇〇 九、〇〇〇〇〇〇〇〇 一二七、五〇〇〇〇〇	
農藝化學科 〇	五、〇〇〇〇〇〇〇〇 一、〇〇〇〇〇〇〇〇	〇	六、〇〇〇〇〇〇〇〇	
畜產學科 〇	六、〇〇〇〇〇〇〇〇 三、〇〇〇〇〇〇〇〇	〇	九、〇〇〇〇〇〇〇〇	
附屬科 七四、〇〇〇〇〇〇〇	四二、五〇〇〇〇〇〇〇〇 一一、〇〇〇〇〇〇〇〇	〇	一二七、五〇〇〇〇〇	

獸医学科	水産学科	予修科	総計
二四、〇〇〇	五〇、〇〇〇	〇	三〇、〇〇〇
〇〇〇	〇〇〇	〇	一、四三六
〇〇〇	〇〇〇	〇	九八〇
〇〇〇	〇〇〇	〇	一五三、五〇〇
〇〇〇	二五、〇〇〇	五、〇〇〇	〇〇〇
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	五三、三七七
〇〇〇	七、〇〇〇	〇	〇〇〇
〇〇〇	〇〇〇	〇	二〇、〇〇〇
〇	〇	〇	〇〇〇
〇	〇	〇	五二九、三三八
四五、五〇〇	八二、〇〇〇	五、〇〇〇	九八〇

第二按（将来学科増設定員増加等ノ拡張ニ伴ヒ要スル分）

臨時部歳出予算

一 金拾四万七千五百円

明治三十六年度以降五ヶ年度ニ要スル臨時費予算額

内 訳

金六千円

農芸化学科ニ要スル分

金九千円

畜産学科ニ要スル分

金拾貳万七千五百円

付属科ニ要スル分

金四万五千五百円

獸医学科

金八万貳千円

水産学科

金五千円

予修科ニ要スル分

一 本科ニ農芸化学科、畜産学科ノ二科ヲ増設スルコト

理由

農芸化学科及畜産学科ノ二科ヲ特ニ本科中ニ増設スルモ第一按ニ於テ本科設備ノ為メ要求シタル臨時費ヲ得ルニ於テハ別ニ多額ノ増費ヲ要セス即チ器具設備費ニ於テ四千円図書、機械、標本費ニ於テ壹万千円合計壹万五千円ヲ以テ足レリトス其他之ヲ新設スル為メニ新ニ教室ノ増築ヲ要セス

畜産学科ハ獸医学科ト密接ノ関係ヲ有シ之カ新設ト同時ニ獸医学科ノ新設ヲ必要トス但シ獸医学科ニシテ設置セサルトキハ畜産学科ニ於テ教室増築ニ要スル多少ノ臨時費ヲ要ス

一 附属科ニ於テハ獸医学科及水産学科ヲ増設シ現在ノ農芸科ヲ高等学校程度ニ高ムルコト

理由

獸医学科ヲ附属科トシテ新設スルハ本道畜産業ノ現状ニ照シ最モ必要ナルモノトス本科ハ高等学校程度トナシ其修学年限ヲ三ヶ年トシ生徒ノ定員ヲ九十名トス之ニ要スル臨時費ハ新當費ニテ貳万四千円器具設備費ニテ四千円図書機械、標本費ニテ壹万七千五百

款	項	三十六年度	三十七年度	三十八年度	三十九年度	四十年年度	合 計
新宮及修繕費	教室新宮費			112,000.00	50,000.00	0	162,000.00
図書機械及標 本設備費	図書機械及標 本設備費	5,000.00	11,000.00		17,500.00	11,000.00	58,500.00
器具設備費	器具設備費		2,000.00		2,000.00	2,000.00	15,000.00
第二按給計		5,000.00	13,000.00	112,000.00	71,500.00	13,000.00	177,500.00
第一按給計		100,768.60	137,812.50	114,000.00	26,973.00	0	385,554.10
通 計		105,768.60	150,812.50	136,000.00	100,473.00	13,000.00	595,339.60

第二按 臨時費歳出年度区分表

円合計四万五千五百円トス但新宮ノ図按ハ別紙第二号ノ如シ
 水産学科ヲ附属科トシテ新設スルハ本道水産業ノ発達ヲ図ル上ニ
 於テ目下其必要ヲ認ムル所ナリ其程度修学年限及生徒定員ハ獣医
 学科ニ等シ之ニ要スル臨時費ハ新宮費ニテ五万円器具設備費ニテ
 七千円図書機械、標本費ニテ貳万五千円合計八万貳千円トス
 農芸科ノ程度ヲ高ムルモ別ニ臨時費ノ増加ヲ要セス
 一 予修科ニ於テハ生徒員数ヲ増加シ其規模ヲ拡張スルコト

理 由
 予修科ノ生徒定員ヲ将来増加拡張スルハ本科中別ニ農芸化学科及
 畜産学科ノ二科ヲ増設スルニ依ルナリ即チ其生徒定員ノ増加ハ八
 十名トス但シ増員ノ場合ニ於テハ必要ナル教室ハ第一按改築校舎
 ノ一部ヲ以テ補充スルコトヲ得ル見込ナリ其臨時費ハ図書機械、
 標本費ニ於テ五千元ノ増加ヲ要ス

〔注一〕 別紙を欠く。

〔注二〕 別紙を略す。

〔北海道大学事務局経理部蔵〕予算 自明

治三十年度至明治三十九年度 会計課

九四六 校則改正の件許可

寅寅甲二四七号

札幌農学校

明治三十五年二月二十五日付札幌農第一九号伺其校々則中改正ノ件許可ス

明治三十五年三月七日

文部大臣理学博士男爵菊池大麓 印

付 農芸科採点方法に関する校則改正の件稟申

第一九号

校則中删除改正ノ件稟請

本校農芸科ノ採点ハ從來実業点ト学科点ノ和ヲ二除シ学年成績点六十以上ヲ及第ト致来候処実習科目ノ如キハ季節ニ依リ増減アリ学科ト權衡ヲ得サル点モ有之候ニ付本校々則第四十五条ヲ删除シ第四十三條及第四十四條ニ抛リ他ノ学科ト等シク採点スルコトニ致度候条

校則中左ノ通删除改正シ本年四月一日ヨリ施行致度別紙理由書ヲ添へ此段稟請候也

明治三十五年二月廿五日

文部大臣宛

校長

第四十五条ヲ削ル

第四十六条ヲ第四十五条トシ以下順次繰上ク

第五十九条ノ契約書々式中「第五十三条」ヲ「第五十二条」ニ改ム

第八十九条中「第五十二条」ヲ「第五十一条」ニ改ム

第九十条中「第五十七条及第五十八条」ヲ「第五十六条及第五十七

条」ニ改ム

第九十一条中「第五十九条」ヲ「第五十八条」ニ改ム

第二百二十九条中「第二百二十五条」ヲ第「百二十四条」ニ改ム

第二百四十七条中「第四百四十五条及第四百四十六条」ヲ「第四百四十四

条及第四百四十五条」ニ改ム

第二百九十七条中「第五十二条」ヲ「第五十一条」ニ改ム

第二百九十九条中「第五十七条及第五十八条」ヲ「第五十六条及第五

十七条」ニ改ム

第二百条中「第五十九条」ヲ「第五十八条」ニ改ム

（理由） 本件ハ本月十八日教官會議ニ於テ決議申報有之候ニ付大

臣へ御稟請相成可然哉

〔注〕 別紙を略す。

〔農六三二〕

九四七 助教授星野勇三を独仏両国へ留学派遣の儀具状

札農秘第六号

海外留学生派遣ノ義具状

札幌農学校助教授星野勇三

右本人ハ本校出身ニシテ在学中ハ学業優等校費生ノ榮譽ヲ受ケ明治三十四年七月本校ヲ卒業シ直チニ本校囑託事業員及農芸科講師トナリ同年十月本校助教授拝命爾来今日ニ至ル迄農学及園芸学ノ一部ヲ担当シ能ク職務ニ精勵シ其成績見ルヘキモノ有之且品行方正授業懇切ニシテ将来学業上達ノ見込充分有之者ニ付教官トシテハ至極適任ト認メラレ候条特別ノ御詮議ヲ以テ園芸学研究ノ為メ三箇年間独仏両国留学命セラレ候様致度別紙履歴書相添此段具状候也

明治三十五年三月十一日

校長

文部大臣宛

〔注〕 別紙を欠く。

〔農七七四〕

九四八 教授定員改正の件上申

第四四号

教授定員改正ノ件上申

本校ニ於テ昆虫学、養蚕学担当教授一人並ニ土木工学中鉄道及建築材料担当教授一人増員ノ必要アルヲ以テ既ニ三十五年度ニ於テ平均年俸千貳百円ツ、八箇月分ノ予算ヲ立テ要求シタル処今回予算成立相成候ニ就テハ来ル四月一日ヨリ該予算内ヲ以テ右学科担当ノ教授二人ヲ増員致度候条本校教授定員十二人ヲ十四人ニ改正ノ御詮議相成候様致度此段上申候也

明治三十五年三月十三日

校長

文部大臣宛

〔農七六七〕

九四九 教授内田富吉依願免兼官の儀稟申

札農秘第一三三号

兼任教授依願免兼官ノ義稟申

〔朱書〕
「依願免兼官」

札幌農学校教授從七位内田富吉

右ハ北海道庁技師ヨリ本校教授兼任之處都合有之辭職願出候間頭書之通依願兼官ヲ免セラレ候様致度別紙願書相添此段稟申候也

明治三十五年三月二十日

文部大臣宛

〔注〕 別紙を略す。

校長

〔農七六七〕

〔別紙〕

追テ本件御認可済ノ上ハ校則範圍内ニ於テ更ニ校費生及給費生学資支給細則ヲ定メ本年四月一日ヨリ実施スル見込ニ有之候為念此段副申候也

九五〇 学資支給規程廃止の儀稟請

札農第四九号

学資支給規程廃止ノ件稟請

本校学資支給規程ハ夙ニ本校創設ノ当時制定セラレタルモノニシテ爾來屢々改正ヲ加ヘ來候然ルニ支給上ニ於テハ校費生ニアリテハ学資トシテ月額七円給費生ニアリテハ月額五円支給スルノ外ニ藥餌入院料等給スルノ条項今尚存シアルヲ以テ稍優待ニ過キ藥餌濫費ノ弊ヲ作ル嫌ヒアリ殊ニ近頃農芸科入学生徒ノ増加ニ伴ヒ多額ノ給費ハ免カレサル義ニ有之依テ考フルニ学資ハ学業奨励ノ為メニ支給スルモノナルヲ以テ今日ニアリテハ藥餌、入院料等迄給スルノ必要ナキモノト被存候間自今学資金ノ外ハ一切給与セサルコトニ致度就テハ明治三十二年三月経伺ノ上改定シタル本校学資支給規程ヲ本月三十一日限り相廃シ度候間御認可相成度該規程写相添此段稟請候也

明治三十五年三月二十日

校長

文部大臣宛

札幌農学校学資支給規程

第一条 校則第五十条校費生及校則第八十三条給費生ノ学資ハ此規程ニ拠リ支給スヘシ

第二条 当月分ノ学資ハ翌月五日ニ支給スヘシ但シ当日休日ニ当ルトキハ順延トス

第三条 校費生給費生ヲ命セラレタル者ハ発令ノ翌日ヨリ解免ノトキハ其当日迄支給スヘシ但シ日割計算ハ其月ノ現日数ニ拠リ支給シ厘位未滿ノ端數ハ之ヲ切捨ルモノトス

第四条 校費生給費生病氣ノ為メ要スル藥餌ハ現品ヲ以テ支給スヘシ

第五条 校費生給費生病氣性質及事業上傷痍ヲ受ケ医師ノ診断ニ拠リ入院治療ヲ要スル者ト認メタルトキハ三十日以内ノ入院料ヲ支給スヘシ

第六条 私事故障等ニ拠リ寄宿舎ニ宿泊セサルコト三十日ヲ踰ユル者ハ学資ヲ支給セス

第七条 停学ノ処分ヲ受ケタル者ハ発令ノ翌日ヨリ停学解除ノ当日

迄学資ヲ支給セス

付一 右の件許可

寅実甲四六二号

札幌農学校

明治三十五年三月二十日付札幌農第四九号伺其学校学資支給規程廃止

ノ件認可ス

明治三十五年三月三十一日

文部大臣理学博士男爵菊池大麓 印

付二 校費生及び給費生学資支給細則

達第 号

教務部
農事部
舎監部
図書館
博物館
植物園
庶務課
會計課

札幌農学校校費生及給費生学資支給細則左ノ通相定メ本年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

但シ明治三十二年達第四号札幌農学校学資支給規程ハ本細則施行ノ日ヨリ廃止ス

明治三十五年三月三十一日

校長

札幌農学校々費生及給費生学資支給細則

第一条 本校校費生、給費生ノ学資ハ本校所屬ノ寄宿舎ニ在舎スル者ニ支給スヘシ但シ特別ノ事由ニ依リ校長ノ許可ヲ得テ外泊スル者ハ特ニ之ヲ支給スルコトヲ得

第二条 校費生、給費生ニハ修学旅行中ト雖モ学資ヲ支給スヘシ入院治療中ノ者モ亦同シ

第三条 校費生及給費生ノ学資ハ当月分ヲ翌月五日ニ支給スルモノトス但シ休日ニ当ルトキハ順延トス

第四条 校費生及給費生ヲ命セラレタル者ハ発令ノ翌日ヨリ起算シ日割ヲ以テ学資ヲ支給スヘシ其之ヲ解カレタル者又ハ死亡シタル者ハ其当日迄支給スヘシ

日割計算ノ法ハ其月ノ現日数ニ依ルヘシ但シ計算上生シタル厘位未滿ノ端数ハ之ヲ切捨ルモノトス

第五条 私事ノ故障ニ依リ寄宿舎ニ在ラサルコト三十日ヲ超ユル者

ハ学資ヲ支給セス

第六條 停学ノ処分ヲ受ケタル者ハ其翌日ヨリ停学解除ノ当日迄学資ヲ支給セス

〔農六三二〕

九五二 半沢洵助教に任用の儀具状

札農秘第一六号

当校助教任用ノ義具状

〔朱書〕
「札幌農学校助教
五級俸」

半沢 洵

右ハ本校ニ於テ化学、地質学、農芸化学授業上補助トシテ必要有之候間文官普通試験委員ノ銓衡ヲ経テ頭書ノ俸給ヲ以テ当校助教ニ任用相成候様致度別紙履歴書ヲ添ヘ此段具状候也

明治三十五年三月二十日

校長

文部大臣宛

〔注〕 別紙を欠く。

〔農七六七〕

九五二 文部省直轄諸学校職員定員令（勅令第九九号）

朕文部省直轄諸学校職員定員令ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

明治三十五年三月二十七日

内閣総理大臣伯爵桂 太 郎
文 部 大 臣理学博士男爵菊池大麓

勅令第九十九号（官報 三月二十八日）

文部省直轄諸学校職員定員令

文部省直轄諸学校専任職員ノ定員左ノ如シ

札幌農学校	一人 西人	〔中 略〕	校長	教授	教諭	舎監	助教	助教	訓導	保姆	助手	書記
			〔後 略〕	五人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人

附 則

本令ハ明治三十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十六年勅令第八十七号ハ之ヲ廃止ス

〔法令全書〕

九五三 予修科土木工学科及び森林科入学試験実施方依頼

第一三〇号

明治卅五年七月一日

雇小野岡堯敏印

校長印(佐藤)

教務部長印(宮部) 助教授

書記印(石田)

庶務課長印(石田)

各中学校長へ問題送付ノ件

兼而御委嘱致候本校入学志願者ニ対スル試験問題某(外何名) 分別封及御送付候条左記時間割之通り御施行相成度仍ホ施行之際ハ左記諸項御取締相成度此段申進候也

各中学校長宛

校長名

一 試験時日ハ別項時間割通正確ニ挙行相成度事

一 試験問題ハ封緘ノ儘受験者へ交付シ受験者ヲシテ開封受験セシ

メラレタキ事

一 試験室内ニ於テ受験者交互ノ談話ヲ禁止セラレ度事

一 試験問題ニ関シテハ一切説明等ヲ与ヘラレサル事

一 試験時間中ハ受験者ヲシテ随意ニ試験室ヲ出入セシメラレサル

事

一 一旦答案ヲ差出シタルトキハ何等ノ事情アルモ返付セラレサル

事

一 受験者ヲシテ左記ノ用具ノ外何物ヲモ携帯シテ試験室ニ入ラシ

メラレサル事

(数学) 半紙白紙、コンパス、定木、鉛筆、小刀、ゴム

(英語) ペン、ペン軸、黒色インキ、小刀、吸取紙、鉛筆、洋野

紙(中判)、ゴム

(漢文及作文) 半紙野紙、筆、墨、硯、小刀

入学試験時間割

自午前八時至同十一時

七月九日 数学

自午前八時至十時 自午前十時至同十二時

七月十日 作文 漢文

自午前八時至同十一時

七月十一日 英語

〔農七七八〕

九五四 穴戸乙熊教授に任用の儀稟申

札農秘第二六号

当校教授任用ノ義稟申

〔朱書〕

「札幌農学校教授

高等官七等十級俸」

右ハ本校ニ於テ森林科教官トシテ必要有之候間文官高等試験委員ノ

銓衡ヲ經テ頭書ノ官等俸級ヲ以テ当校教授ニ任用相成候様致度別紙

履歴書一通ヲ添ヘ此段稟申候也

明治三十五年八月五日

校長

文部大臣宛

〔注〕 別紙を欠く。

〔農七六七〕

九五五 松村松年教授に任用の儀稟申

札農秘第四四号

教授任用ノ義稟申

〔朱書〕
「札幌農学校教授
高等官六等七級俸」

札幌農学校助教授 松村松年

右ハ去ル明治三十二年五月農学研究ノ為滿三箇年間独国留学被命爾
来同国ニ於テ研究中ノ処今般滿期帰朝致候ニ就テハ本校ニ於テ農学
教官トシテ必要有之候条文官高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ頭書ノ官等
俸級ヲ以テ当校教授ニ任用相成候様致度別紙履歴書^{〔注〕}一通ヲ添ヘ此段
稟申候也

明治三十五年十一月四日

校長

文部大臣宛

〔注〕 別紙を欠く。

〔農七六七〕

九五六 森林科学課目中英語をドイツ語に改正の儀稟請

札農第二二六号

本校々則中改正ノ件稟請

本校森林科生徒ニ英語ヲ授ケ居候ヘ共林学ニ関スル著書論文ノ如キ
ハ主トシテ独乙語ヲ以テ書セラレ其學術語ノ如キモ独乙語ヲ基トス
ルコト多キガ為メ林学ヲ研究セントスルニハ是非独乙語ニ頼ラサル
ヘカラス故ニ教授上ニ於テ頗フル不便ヲ感スル義ニテ英語ヲ独乙語
ニ換ユルノ必要有之候間本校々則中左ノ通改正シ本学期ヨリ施行致
度候条御許可相成度別紙理由書ヲ添ヘ此段稟請候也^{〔注〕}

明治三十五年十一月十九日

校長

文部大臣宛

第百八十七条学科及課程表中英語ノ行及末行ヲ左ノ通改ム

「英語三三三三三三——」ヲ「独乙語四四四四四
四三三——」ニ改メ「計三一三二二九三八一九
一五——」ヲ「計三一三二二三八二三三〇三九二二一八——」
ニ改ム

〔注〕 別紙理由書を略す。

付 右の件許可

寅寅甲一六一二号

札幌農学校

明治三十五年十一月十九日付札農第二二六号伺其校々則改正ノ件許

可
ス

明治三十五年十二月二十七日

文部大臣理學博士男爵菊池大麓 印

〔農六三三〕